愛知県食の安全･安心推進本部設置要綱

（目　的）

第１条　食の生産から流通、消費に至るまでの愛知県における安全施策を総合的に構築し、食に対する安心を県民に提供するため、愛知県食の安全･安心推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）　食の安全施策に係る総合的な企画･立案に関すること。

（２）　食の安全施策の展開に係る総合調整に関すること。

（３）　食の安全に係る情報の共有･提供に関すること。

（４）　その他、本部の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組　織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、知事をもって充てる。

３　副本部長は、副知事をもって充てる。

４　本部員は、別表１に掲げる関係局長等をもって充てる。

（会　議）

第４条　本部会議は本部長が召集し、本部長が議長となる。

２　本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が予め指名した副本部長がその職務を代行する。

（幹事会）

第５条　所掌事務に関する問題を予め整理･検討するため、本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２に掲げる課長等をもって充てる。

３　幹事会は、保健医療局生活衛生部生活衛生課長が招集し、幹事長となる。

４　幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（県民からの意見聴取）

第６条　食の安全施策について幅広く県民から意見を聴取するため、消費者、生産者、加工業者、流通・販売業者、学識経験者等からなる愛知県食の安全・安心推進協議会を別に設ける。

（試験研究・検査機関への指示）

第７条　本部は、食の安全施策に係る技術的な事項について、必要と認めるときは、県の試験研究・検査機関に調査等を指示することができる。

（庶　務）

第８条　本部に関する庶務は、保健医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

２　緊急に対応する事案が発生した場合には、別に推進体制を整備することができる。

附　則

この要綱は、平成１４年９月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年７月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

本部員：県民文化局長、保健医療局長、経済産業局長、農業水産局長、教育長

別表２（第５条関係）

幹事長：保健医療局生活衛生部生活衛生課長

幹　事：県民文化局県民生活部県民生活課長、保健医療局健康医務部医療計画課長、
保健医療局健康医務部健康対策課長、保健医療局生活衛生部医薬安全課長、
経済産業局産業部産業政策課長、経済産業局産業部産業科学技術課長、
農業水産局農政部農政課長、農業水産局農政部食育消費流通課長、
農業水産局農政部農業経営課長、農業水産局畜産振興監兼畜産課長、
農業水産局水産課長、農林基盤局林務部林務課長、
教育委員会事務局保健体育課長